(お知らせ)

JAL契約制客室乗務員雇い止め裁判の判決(退職強要を違法と認めながら雇い止め無効の訴えは棄却)を受け、高裁への控訴を決意した原告ご本人からメッセージを頂きましたのでお知らせいたします。

皆さま、こんにちは。いつも支えて下さってどうもありがとうございます。JAL契約制裁判原告です。

先日は、大勢の仲間に見守られ、判決を迎えることが出来ました。どうもありがとうございました。

11月11日に控訴しました。地裁の裁判をこれまで支えてきてくださったことに心から感謝しています。本当にどうもありがとうございました。

全国800人以上の方に会員になって頂き、多くの人に支えられていることが幸せだと感じる毎日です。

この裁判はそもそも、私が職場復帰をしたいからと始めた裁判ではなく、私始め多くの契約制客室乗務員が退職強要やパワハラで辞めさせられてきたことが不当なことなのだということで始めた裁判なので、パワハラが認められたことは大きな成果だと思います。

しかし、全面勝利だと私含め多くの人が確信していた頃、結審の直前に裁判官が交代しての判決、全くこちらの主張は反映されず、雇い止めが撤回されなかった納得がいかない判決内容でした。

控訴するかどうか、連日悩みました。こんなに自分のことで悩む事は今までになかったので、何人かに相談もしてアドバイスを頂き決断しました。

裁判のニュースを見た元契約制客室乗務員の方から組合事務所に電話があり、「自分も不当に退職強要やいじめで泣く泣く自主退職した、このように闘っている人がいると知って、少し救われた気がした。何か力になりたい。」と言って頂き、自分が今まで苦しみながらも裁判を続けてきたことが報われたように思いました。

やると決めたら全力で、高裁では絶対に勝てるように取り組みたいと思いますので、どう ぞ今後ともよろしくお願いいたします。

朝晩の冷え込みが厳しくなってきましたが、どうぞお体には気をつけて、元気でお過ごし下さい。

(JAL雇い止め裁判原告)

(「JAL退職者懇談会」より)

支援団体の「JAL 雇い止め CA を空にもどす会」への会員手続きは、ゆうちょ銀行で会費振込をされることで自動的に会員登録がされます。

①年会費は一口 1000 円です。振込先口座は以下です。

ゆうちょ銀行

口座番号 00110-5-300457

口座名 JAL 雇い止め CA を空にもどす会

②振込用紙のメモ欄(空白箇所)にメールアドレスと口数を () 口と記入ください。

(「JAL 雇い止め CA を空にもどす会」のメールアドレスは backtosky2010@gmail.com です。)